

令7全国高体連第 3 号
令和 7 年 4 月 1 日

都道府県高等学校体育連盟 会長 殿
同 上 理事長 殿
(公財)全国高体連競技専門部 部長 殿
同 上 委員長 殿

(公財)全国高等学校体育連盟
専務理事 奈良 隆

体罰根絶に向けた取組の強化について（依頼）

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、運動部活動における体罰根絶に向けた取組については、平成26年5月に「体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知）」を発出し、これまで「体罰根絶全国共通ルール」のもと、様々な取り組みを行ってきました。また、加盟校をはじめ、都道府県高体連、競技専門部及び全国高体連の関係する全組織が一丸となって、体罰等の許されない指導の根絶に向け取り組みを進めてきました。

しかし、全国高体連の諸会議等で報告のとおり、「体罰根絶全国共通ルール」の施行以降も適用件数等については根絶には至っておらず、令和6年度は、平成26年からの統計開始以来最も多かった平成30年の45件と同数となっております。

言うまでもなく、教育活動の一環として行われる各学校の部活動及びその学習成果の発表の機会である競技大会は、次代を担う高校生の健全育成を目的として実施されています。したがって、競技中はもちろんのこと日常の指導の過程等において体罰や暴言等の不適切な行為があってはなりません。

全ての高体連関係者は、この最も基本的な考え方に基づく認識を今一度新たにした上で、今後の指導に取り組む必要があります。

つきましては、既出の通知や資料等に基づき、管下の加盟校の校長及び全ての指導者に対し、「体罰根絶全国共通ルール」及び『「体罰根絶全国共通ルール」に関するQ&A』を周知徹底していただくとともに、体罰根絶に向けた取組の強化をお願いいたします。

なお、「全国共通ルール」をはじめ体罰根絶に向けた取組については、本連盟ホームページに資料を掲載しておりますのでご参照ください。

<問合せ先>

(公財) 全国高等学校体育連盟
事務局 古屋 久男
TEL : 03-6268-0027
FAX : 03-6268-0028